やめよ！徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No.62（2005.1.18）

事務局　TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1　近藤方

徳山ダム裁判控訴審にご注目を

日本の裁判所の多数派の姿勢からいうと、第１審が行政側勝訴の場合、控訴審は「１回結審」もありうる。しかし、あの「(対行政の）裁判所の思考停止状態」を露呈した第１審判決で（０３年１２月）さえ、付言として「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成１０年１２月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン２１の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」と述べなければならなかった。そして０４年夏のフルプラン改定－事業実施計画変更（河川法僭脱という違法な治水計画変更を伴った）は、「徳山ダム建設事業」の無意味さ（財政・環境面からは大きな「負」でしかない）を、一層明らかにした。

控訴人（私たち）側は、利水・治水で３つの意見書：

☆　伊藤達也：「木曽川水系フルプラン2004の検討－渇水対策は徳山ダムではなく、河川自流水を使った対策が望ましい－」

☆　富樫幸一：「木曽川水系水資源開発基本計画（2004年6月）及び関係県市の需要想定調査等に対する批判」

☆　嶋津暉之：「治水面からみた徳山ダム計画の問題点」

を提出し、証人採用も含めた、きちんとした事実審理を迫っていく。是非傍聴を。

（各意見書は近々ＨＰにアップします。http://tokuyama-dam.cside.com/　）

行政訴訟＝２月１０日（木）１３時３０分～
住民訴訟＝２月１７日（木）１０時～　（いずれも名古屋高裁１Ｆ法廷）

長良川河口堰住民訴訟・三重　控訴審　第２回口頭弁論

１月２４日（月）１１時３０分～　　名古屋高裁１００３号法廷

申請した証人が受け入れられ裁判が継続するかどうかが決まる重要な公判です。傍聴をお願いいたします。（ＴＭ）

「わが国の環境問題、公共事業問題を語る場合、長良川河口堰問題を避けて通ることはできない。・・・長良川河口堰は水資源開発の根拠を失っているのにもかかわらず存続している事業の典型例であり、かつ存続によって新たな問題を発生し続けている事業の代表例なのである。」（「水資源政策の失敗－長良川河口堰」／成文堂／「はじめに」より）

荒崎水害訴訟　―　第１回口頭弁論開かれる（新聞記事参照）

１１月１８日、２００２年７月の浸水被害の責任を問う、荒崎水害訴訟の第１回口頭弁論が開かれました。８月９日提訴後の１０月２０日、台風２３号によって、実に１６回目の浸水被害を被った方々です。

怒りと哀しみの原告意見陳述が行われました。

輪中地帯である揖斐川流域の「治水」は「河道に全ての洪水を押し込める」という河道主義では解決できません。（ましてやすでにダムのある本川の最上流部の巨大ダムで洪水調節をすれば荒崎地区の水害はなくなる、などと国交省河川局も岐阜県河川課も言ってはいない。しかし梶原拓・岐阜県知事は議会でそのように言う）。この「荒崎水害訴訟」は、「川は溢れるもの」であることを認めた上で、河川管理者の責任を問うものとして全国的にも「先駆け」となる訴訟となっていくでしょう。

第２回＝１月２０日（木）１０時３０分～

第３回＝３月３日（木）１０時３０分～　　　（いずれも岐阜地裁）

治水予算の最優先は「徳山ダム」なのか？

揖斐川の治水には、そして荒崎水害の対策には、牧田川・杭瀬川の河道改修・堤防強化は避けられません。だから、「一般改修」分として、当初ここの予算がついていました。徳山ダム追加予算の捻出のためにそのを削る、とは何ごとでしょう。しつこく問い質すと「保留解除でこの場所の予算をつけましたから、今年度としては遅れはありません」と言います。ではその予算はどこから来たのか？　災害に備えてとってある「災害復旧等関連緊急事業費」から、とのこと（一つ質問するごとに、回答が１ヶ月以上かかる）。０４年にあれほど大災害が起こったのだから、「災害復旧等関連緊急事業費」に余裕があるはずがありません。「本来、災害復旧に回るべきお金が徳山ダムに回された」ということです。皮肉を言えば、荒崎地区も０４年にまた大災害を被ったから（「一般改修）ではなく）「災害復旧等関連緊急事業費」を使うのは、話が合っている、ということでしょうか。

０５年度予算に対する声明

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

声　　明　　（抜粋）

～地域住民の一日千秋の思いを裏切って捻出された０４年度徳山ダム事業費追加分。その説明すらなしに、巨額の予算を徳山ダムにつけることに強く抗議する～

２００４年１２月２０日

徳山ダム建設中止を求める会

２０日に発表された来年度予算では、徳山ダム事業費は、２６０億円の巨額な予算となった。

０４年度徳山ダム追加予算につき、まともな説明を逃げ回ったまま、このような巨額な予算を計上したことにつき、財務省及び国交省に対し強く抗議する。必要な河川改修等を怠って「ダム」に巨額な予算を投入することは、流域住民の安全を著しく損なうものである。

０４年度の徳山ダム事業費当初予算は９３億円であった。これでは工事は止まる。国交省と水機構はなりふり構わぬ違法・脱法を積み重ねて徳山ダム事業実施計画変更（**04.7.15**。事業費３５００億円）を行った。そして７月２２日、治水特別会計という官僚独裁を支えるポケットの中で徳山ダム事業費を捻り出した。

どこを削ったのか？　４ヶ月待たされてその答えの一端が明らかになった。

削られた「一般河川改修　木曽川（上流）**1,889,000**（千円）」は、

１．河川改修事業：木曽川（上流）のうちの（揖斐川）の「牧田川・杭瀬川」の部分。

//

・ 大垣市横曽根地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削及び低水護岸工事を推進する。

・ 養老町江月地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削、旧堤撤去、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。

・ 養老町船付地先において、牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。

・ 輪之内町塩喰地先において、杭瀬川・牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸を推進する。

・ 大垣市野口地先において、杭瀬川の築堤工事を推進する。

・ 養老町根古地地先において、牧田川の堤防補強工事を実施する。

//

まさに「あの場所」（荒崎地区）に係る河川改修費を削ったのである！！！

０２年７月の６号台風で大被害を受け、０４年８月９日に１７９世帯が提訴し、その第１回口頭弁論前の１０月２０日に２３号台風で、実に１６回目の浸水被害を受けた、「あの場所」。杭瀬川の洪水疎通能力の増大、堤防強化は牧田川圏域住民の「一日千秋の思いの悲願」なのである。こうした工事が「徳山ダムを優先するから、後回し」にされるとは、地域住民は、よもや考えていなかったであろう。

０４年の相次いだ水害は「ダムで洪水は防げない」ことを明らかにした。山林のことはおくとしても（「山林のことは農水省」と国交省は逃げる）、弱いままの堤防、放っておかれる河道・・・「ダム優先治水」こそが災害をもたらしたのだ。

たとえ、徳山ダムが洪水調節に有効であるとしても、数々の水害訴訟で河川管理者が水戸黄門の印籠のごとく持ち出す大東水害訴訟最高裁判決にあるごとく「治水には財政的制約がある」。最も優先されるべきは横山ダムの上流に巨大ダムを作ることなのか？

そもそも「徳山ダムの洪水調節分は約６００億円であるから費用対効果が良い」としてきた説明（1996年徳山ダム審）は、「３５００億円の治水ダム」に変貌したときに破綻したではないか。

「財政的制約」は強まる一方である。河川局技術職員の誰一人信じていない「本川最上流部のダムによる洪水調節が最も効果的」という神話のために巨額な予算を費やし、必要な堤防改修や河道整備を怠るのはやめよ。公務員としての義務を全うしようとするなら、このような流域住民の安全を無視した「予算」はありえない。

０４年度の「予算を削られた河川改修事業」の説明をきちんとするのが先である。

その説明責任を果たすまで、財務省－国交省は原案から徳山ダム事業費をいったん削除せよ。

揖斐川流域住民を中心とする当会は、この「２６０億円」徳山ダム事業費予算に、改めて強く抗議する。

以上

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

☆ＴＶ番組ビデオについて

１２月２０日深夜（２１日未明）にオンエアされた名古屋ＴＶの

「水はいくらだ！徳山ダムと長良川河口堰」

は取材の行き届いた良い番組でした。　ビデオを撮ってあります。お貸しできます。

事務局にお申し出下さい。

あらためてＨＰに載せたので：

なぜ 「徳山ダム」 の建設中止を求めるのか

徳山ダムは、揖斐川の上流に利水と治水、電力の三つの目的をもって建設を進めているが、どの点をとっても百害あって一利なしのムダなダムである。

かつて豊かな地下水を利用して操業していた工場が、今ではことごとく撤退していった。それに伴って地下水が回復し、飲料水が安定して供給できるようになってきた。あの異常渇水の年にも、揖斐川の水は枯れても、地下水はこんこんと湧き出ていたのである。安定した生活を送るのに大切なのは豊かな水である。大垣市民は「うまくて、安全で、安い」水の恵みを受けて、命の養いができるのである。

揖斐川の下流域は小河川が複雑に入り組んだ輪中地帯である。上流にダムを造れば河川の氾濫が治まるという単純なものではない。様相の違う小河川のひとつひとつにそった対策をきめ細かく行うことである。遊水池の確保、堤防の補強、河床の整備などを総合的に行うことである。

失われるものは何か、巨大ダムの建設によってかけがえのない自然が破壊されている。ここには北方系のイヌワシと南方系のクマタカが共存している。絶滅が危惧されているこの大型猛禽類にとって、揖斐川の源流域は生態系を保全していくために、重要なエリアなのである。イヌワシ・クマタカの棲息と繁殖を可能にすることが大切。ダムの建設を中止して、緑豊かな山を再生することがこそが急務なのである。　　（ 上田武夫 ）

２００４年　会計報告

前年からの繰越	現金	26,992	支出	1,185,315	
	郵便局口座	511,097		弁護団へ	500,000
	銀行口座	5,759		他団体へ	32,850
今年への繰越	現金	69,134		通信費	134,093
	郵便局口座	439,317		送料	276,035
	銀行口座	5,759		消耗品費	59,639
				資料費	62,418
収入	1,155,667			印刷機械等	115,280
				その他	5,000

皆様に支えて頂き、ありがとうございます。裁判は続きます。また機械類が古くなり、買い換えも考えなくてはならないので、引き続き、よろしくお願いいたします。

収入が減っています。支える輪を拡げて下さるようお願い申し上げます。

☆　年があらたまりましたので、会費お願いの振込用紙を同封します。すでに今年分を頂いて居る方にも同封致します。余裕のあるときに少しでもカンパを頂けると幸いです。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

本のお知らせ

１）「緑のダム」　　蔵治光一郎＋保谷野初子　編・著
姫野雅義　　中根周歩　　依光良三　　他　多数　著
築地書館発行　　定価：２６００円＋税

２）「ハッ場ダム」　　鈴木郁子著
明石書店発行　　定価：２３００円＋税

「やめよ！徳山ダム」　徳山ダム建設中止を求める会　代表：上田武夫
編集責任：近藤ゆり子　　事務局　〒 503-0875　大垣市田町１－２０－１
TEL/FAX　０５８４－７８－４１１９　Email：tokuyama-dam@cside.com
URL：http://tokuyama-dam.cside.com/
郵便振替：00800-7-31632　　年会費　２０００円

徳山ダム用地

機構、提訴中止求め1500万円

住民証言 受領、要請のむ

岐阜県藤橋村に建設される国内最大級の徳山ダムの用地取得に絡み、用地内に農地を共有する約160人に補償費としての土地代とは別に1500万円が渡っていたことが朝日新聞社の調べで分かった。事業主体の独立行政法人「水資源機構」（さいたま市、旧水資源開発公団）は支払いについて「知らない」としているが、所有者側は受領を認めている。共有地の所有権移転をめぐり機構を訴える準備をしていた所有者側は、「口止め料」と受け止め、提訴を見送った。補償費の「二重払い」の疑いもあり、国土交通省は調査に乗り出した。

（編集委員・的場次伸、小松隆次郎）＝23面に関係記事

05.01.10 朝日新聞

この１５００万円は、先に藤橋村（当時・島中村長）が勝手に契約をした際の４２５万円と合わせて、地権者に分配されました（受け取り拒否をされた方もいる）。誰かのポケットに行方不明になったものではありません。しかし、水資源機構は領収書も取らない、という会計処理をしました（だから支払った事実を隠そうとする）。「何故？」。全く理解できません。

機構側「知らない」

岐阜県藤橋村で建設が進む徳山ダムの用地取得に絡み、ダムの底に沈む共有地の所有者に水資源機構が不明朗な1500万円を支払っていた疑いが浮上した。共有地の所有権をめぐり裁判を検討していた所有者側は、訴訟をやめるよう働きかけを受けたことなどを証言している。ところが、同機構は資金提供についていったんは完全否定。再度確認を求めると一転、「知らない」と言い換えた。

（茂木克信）＝1面参照

徳山ダム機構から1500万円

協議の場で額上積み

所有者側、経過詳述

徳山ダム 1500万円支出

機構、領収書求めず

土地所有者証言 国交省、調査へ

岐阜県藤橋村に建設される徳山ダムの用地取得に絡み、用地内に農地を共有する約160人に不明朗な1500万円が渡っていた問題で、水資源機構（さいたま市）側は、農地の所有者側に現金で支払いながら領収書を求めなかったことが複数の関係者の話でわかった。同機構幹部は、1500万円の支払いを「わからない」としているが、所有者側は「領収書が必要なかったのは予算の裏付けがない金だからではないか」と指摘する。国土交通省は現金の出所などを調べる方針だ。

05.01.11 朝日新聞

04.12.29 中日新聞

水資源機構

残る29戸 補修へ

文殊団地 地盤沈下 再移転は認めず

徳山ダム（岐阜県藤橋村）建設に伴い旧徳山村民が集団移転した同県本巣市の文殊団地で地盤沈下が発生し、再移転などをした対策地以外でも家屋損傷が相次いでいる問題で、水資源機構は二十八日、問題の土地は宅地として耐えられ、再移転の必要はないとした上で、家屋損傷は機構の責任と認め、二十九戸に適切な補修をすると発表した。

同機構は、土木工学の専門家らによる検討会の提案で問題の宅地を追加調査。基礎や壁にひびが入るなどの家屋損傷について検討会は、宅地の盛り土の中に岩の塊などが混じっているため不同沈下したのが原因と推定した。同機構は、岩塊などが混じった原因は不明としながらも「施工者として監督責任がある」と補修費負担を決めた。

同機構は岩塊などの混入を約二年前から把握しながら、これまで「問題はなく、新たな対応は取らない」としてきた。為沢長雄中部支社副支社長は会見で「結果的に対応が遅れ、反省している」と述べた。宅地の造成工事を請け負った市川工務店（岐阜市）も「道義的責任がある」として補修費の負担を申し出ており、今後協議する。

補修費はダム事業費からは支出せず、同機構の退職手当引当金の積み立ての利息を充てる。対策地以外の住宅は二十一戸あるが、転売された二戸は対象としなかった。

家屋損傷は、移転三年後の一九八七（昭和六十二）年から発生。同機構は、盛り土部分に建つ五十二戸だけ再移転などの対策を取っていた。

↑この記事中の３１戸の地盤沈下は進行しています。「補修」では、必ず問題が再燃します。

04.12.21 中日新聞

← 不要なダムを正当化するために更に不要な事業をしていくという悪しき典型例。

04.12.26 中日新聞

むりやり利水容量を「治水」容量に振り替えたために、岐阜県・三重県に過重な負担がかかることになってしまった。「それでは困る」と言われて、法令もへったくれもない、何とかその場をしのがなければ、といきなり「創設」することにしたもの。05.01.17現在まだ説明出来るものになっていない、という泥縄のシロモノ。 ↓

木曽川導水に1億円

調査費 新規事業化は見送り

二十日内示された二〇〇五年度予算の財務省原案で、〇七年度に完成する徳山ダム（岐阜県藤橋村）の水を木曽川などで利用するため計画されている「木曽川水系連絡導水路」は新規の国直轄事業として認められなかった。しかし、昨年の四千万円を上回る一億円の調査費が計上された。

導水路は揖斐川と木曽川などを結び、愛知県と名古屋市分の都市用水を補給するほか、異常渇水時には水を緊急補給するために使われる。

概算で長さ約五十キロ、総事業費は七百億―九百億円。建設には十数年かかる。

しかし、敷設ルートも愛知県と名古屋市の負担割合も、未定。「事業内容に未確定な部分が多いため、認定には至らなかった」と財務省主計局。それでも、昨年の二倍を超える調査費を盛り込んで推進の構えをみせた。

実施計画調査費として二億円を概算要求した国土交通省中部地方整備局は「新規着手は認められなかったが、事業の具体化に向けて前進していく」と前向きに受け止めるコメントを出した。

ダム

先行調整費活用 地方負担を軽減

徳山ダム

水資源機構が岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムには、約二百六十億円が計上された。概算要求より五十億円減ったが、二〇〇七年度中の完成予定に変更はなく、来年度も本体工事や取り付け道路の整備が着実に進む見込みだ。

徳山ダム事業では、新たに機構の自己資金を活用して国や地方の負担を一部先送りする「特定事業先行調整費制度」が創設された。計上された事業費のうち、治水交付金七十億円を機構が肩代わりし、来年度の地方側の負担額は計二十一億円軽減される。ほかに岐阜県内では、国直轄の新丸山ダム（八百津町、御嵩町）に三十億円、横山ダム（藤橋村）に五十四億円が計上されるなどした。

浸水から早く救って

荒崎水害訴訟口頭弁論

原告側 悲痛な叫び

県「改修途中、責任ない」

大垣市の大谷川洗堰（あらいぜき）からの越流水を県が放置し、一昨年の台風6号による豪雨で被災したとして、同市荒崎地区の住民百七十九人が慰謝料などを求めた「荒崎水害訴訟」。岐阜地裁で十八日に開かれた第一回口頭弁論で、県側は全面的に争う姿勢を示した。一方、十月の台風23号でも再び被害に遭った原告側の女性二人が意見陳述し、「水害で身も心もズタズタ。一日も早く何とかして」と行政と司法に早期解決を訴えた。（安田功、小中寿美）

岐阜地裁に向かう「荒崎水害訴訟原告団」＝岐阜市内で

同地区では、先月二十日の台風23号で、百世帯以上が浸水被害を受けたばかり。洗堰が一九五八（昭和三十三）年に設置されて以来、越流は十六回目を数えた。原告の会社員秋野忠義さん(六〇)＝同市島町＝の妻・郁江さん(六〇)は意見陳述で、十四年間で三回も床上浸水被害を受けたことに触れ「なぜ台風のたびに、おびえなければならないのか。納得できない」などと述べた。

また、北沢ユキ江さん(六九)＝同市島町＝も「越流で、たんすや写真など思い出の品がすべて泥水につかり、体や心を痛めてきた。この先、安心して暮らせるよう、一日も早く私たちを救ってください」と声を絞り出した。

県側の「洗堰のかさ上げを実施しており、河川管理を放置していない」との反論に対し、原告団長の安保千春さん(六四)＝同市島町＝は閉廷後、原告側約七十人を前に「何度も水害に遭った地区の現実を直視しておらず、被災者の痛みを理解していない」と批判。「私たちが正しいとの信念を持ち、勝訴に向け頑張りたい」と力を込めた。

一方の県側は―。

端元博保弁護士は、洗堰について「原告側は（川の水をあふれさせる）『越流堤』としているが、改修途中の『堤防』。河川事業の義務を果たしており、水害に対する責任はない」と話し、答弁書での主張をあらためて強調。小俣篤・県河川課長も「（洗堰の改修を）県としては一生懸命やっている。二〇〇七年度末を目標に一・〇五㍍のかさ上げもする」と反論した。

横断幕を手に、岐阜地裁に入る原告団＝18日9時45分、岐阜市美江寺町、岐阜地裁

04.12.21 中日新聞

大垣荒崎水害訴訟

県側は争う構え

岐阜地裁 口頭弁論 「洗堰は改修途上」

苦悩続く原告、涙の訴え

二〇〇二（平成十四）年七月の台風6号による荒崎水害で、県が水害を防ぐ適切な措置を取らなかったため、浸水被害に遭い精神的苦痛を受けたとして、大垣市荒崎地区の住民らでつくる荒崎水害訴訟原告団（安保千春団長、原告百七十九人）が、県に慰謝料など計八千八十五万円を求めた訴訟の第一回口頭弁論が十八日、岐阜地裁（筏津順子裁判長）であり、被告側の県は訴えの棄却を求めた。

訴状などによると、同地区は一昨年七月、県の管理する揖斐川支流の大谷川洗堰（あらいぜき）からの越流で、床上浸水三百九戸、床下浸水百七十三戸の計四百八十二戸が浸水被害を受けた。

原告は「県は同地区を市街化区域に指定しながら、河川管理を怠った」として、床上浸水の世帯に五十五万円、床下浸水の世帯に十二万円を支払うよう求めている。

県は「大谷川洗堰は改修途上の堤防であり、水が越えることを予定している越流堤ではない」とした上で、「荒崎地区については洪水の一部を調整するための遊水地ではない」と主張した。（夕刊既報）

住民の切実な願いが込められた荒崎水害訴訟の第一回口頭弁論。原告団は開廷前、「平成水害では、度重なる水害への不安を訴えた。度重なる水害に心身を痛めたことができる量を上回る降雨により発生した」と分析し、「当時の洗堰の設置や管理は安全性を備えていた」と反論。全面的に争う構えだ。

閉廷後に開かれた原告団の連絡会議で、安保千春団長は県の答弁について「突発的な水害であればあきらめもつくが、この地区は水害を繰り返しており、住民は現在でも精神的、経済的苦痛を受けている。住民の痛みを無視した内容」と険しい表情で語った。また弁護団長の笹田参三弁護士は「裁判所は現地の実状を直視し、早期の救済判決を望みたい」とした。

水を住宅地へ浸水させるな」と書かれた横断幕を手に、岐阜地裁前を歩き、洗堰の越流水による苦悩と切実な思いを原告代表が涙ながらに訴えた。

今年の台風23号の影響で三度目の床上浸水の被害を受けた大垣市島町、秋野郁江さん(六〇)は「台風が来るたびにおびえなくてはならない」とこれまでの苦悩と今後も続く谷川洗堰が洪水を流すことができる量を上回る降雨により発生した」と分析し、「当時の洗堰の設置や管理は安全性を備えていた」と反論。全面的に争う構えだ。

閉廷後に開かれた原告団の連絡会議で、安保千春団長は県の答弁について「突発的な水害であればあきらめもつくが、この地区は水害を繰り返しており、住民は現在でも精神的、経済的苦痛を受けている。住民の痛みを無視した内容」と険しい表情で語った。また弁護団長の笹田参三弁護士は「裁判所は現地の実状を直視し、早期の救済判決を望みたい」とした。

ダムより先に堤防の改修を

近藤ゆり子 無職 55（岐阜県大垣市）

九日付本紙朝刊❸面に水資源機構が岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムについて、本年度事業費が満額確保されたことが載っていました。当初予算になかった八十七億円は、主として揖斐川支流の牧田川と、杭瀬川の大垣市荒崎地区に関連する河川改修事業予算を削ってひねり出されました。

また来年度予算では要求した額の八割強の二百六十億円が認められ、二〇〇七年度の完成がほぼ確実になったそうです。今年は台風が何度も上陸し、各地で大きな被害が出ました。たとえダムがあっても、堤防をしっかり強化しなければ大水害を免れることができないことを証明しました。

十月にこの地方を襲った台風23号では、既存の横山ダムが十分に機能を発揮したにもかかわらず、今回改修するための予算が削られた荒崎地区の浸水被害を防ぐことはできませんでした。私は堤防改修を後回しにして、徳山ダム建設を急ぐことが揖斐川流域の住民の命を守ることになるとは、とても思えません。

04.12.27 中日新聞

予算 財務省原案

「徳山ダム」大幅増（前年度比）評価

反対派「河川改修分 回した」

二十日内示された二〇〇五年度予算の財務省原案のうち県関係公共事業は、概算要求より16％余り減らされたものの、二〇〇七年度の完成が確実視される徳山ダム（藤橋村）はじめ、治水事業や高速道路整備で必要額がほぼ確保される見通しとなった。（小沢 伸介）

徳山ダム

三百十一億円の概算要求に対し、内示は二百六十億円。だが、財務省の主計担当者は「二〇〇七年度の完成に向けて必要最低限を手当てした」とし、予定通りの完工は揺るぎない。

昨年は三県一市の合意が遅れ、概算要求の半分の九十三億円しか内示されなかった。国土交通省のダム担当者は「財政事情が厳しい中、昨年に比べたら大幅に伸びている」と評価した。

梶原拓知事は取材に「〇六年秋までの試験たん水、〇七年度完成は問題ないでしょう。流域住民の安心が得られる日が楽しみだ」と述べた。

木曽川への導水路は要求した半額の一億円。主計担当者は「ダム本体で手いっぱい。優先順位の問題」と必要性を認め、国交省は「重点的に調査できる」と前向きだ。

一方、市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は、二百六十億円が認められたことについて、「工事を続けるため本年度の河川改修事業の予算が削られた。この説明をするのが先決」として、新たな事業費を削除するよう求める抗議文を発表した。

この文書で、予算が削られた河川改修事業が、今年の台風でも浸水被害を受けた大垣市荒崎地区に関係する地域と指摘。「必要な河川改修を怠り、ダムに巨額な予算を投入することは流域住民の安全性を著しく損なう」と批判している。

久瀬ダムに魚道を設ける事業は、再評価で中止となった。

その他のダム

国直轄の三ダムと県営の三ダムは、事実上すべて満額。県水資源課は「工事の進行にはまったく問題がない」としている。県営の中野方（恵那市）と水無瀬（川辺町）は一括内示された。

国直轄では、新丸山（御嵩町・八百津町）に三十億円、横山（藤橋村）は底にたまった土砂を取り除く工事に五十四億円、調査段階の上矢作（恵那市）も八千万円。

県営では、本体工事に着手済みの丹生川（丹生川村）が六億八千万円、大規模治水ダムの内ケ谷（郡上市）は、付け替え道路工事などに三億円。大島（高山市）は概算要求の五分の一の二千万円だが、これが当初の県要求額だった。